

2 施設や機械等を導入したい



水産関係の共同利用施設を整備したい

「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備等を行う際には、支援が受けられます。

浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業

対象者 都道府県、市町村、漁業協同組合 等

支援内容 浜の活力再生プランを上位計画として、プランの取組に位置付けられた共同利用施設の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援します。

<女性への支援>

女性の活動支援のための、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援します。

留意点 浜の活力再生プランにおいて、必要となる共同利用施設を整備することが位置付けられていること。

お問合せ

水産庁防災漁村課 03-6744-2391

キーワード<事業名：浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業>

2 施設や機械等を導入したい

地域の産地基幹となる施設を導入したい

施設整備に係る費用の補助を受けられます。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ

対象者 農業者の組織する団体、都道府県、市町村 等

支援内容 高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な集出荷施設等の施設の整備・再編を支援します。

採択要件

- ・受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上であること
- ・成果目標の基準を満たしていること
- ・面積要件等を満たしていること
- ・産地基幹施設を整備する場合は、原則として総事業費が5千万円以上であること
- ・費用対効果分析を実施していること 等

交付率 都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等の補助率)

<女性農業者へのメリット>

女性が主体の取組の場合に、面積と下限事業費の要件緩和をします。

対象となる施設の例

育苗施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、家畜飼養管理施設 等



集出荷貯蔵施設



選果施設



農産物処理加工施設



低コスト耐候性ハウス

お問合せ：最寄りの都道府県又は市町村
農林水産省担当課：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
キーワード<事業名：強い農業・担い手づくり総合支援交付金>

2 施設や機械等を導入したい

農業用機械・施設の導入の支援を受けたい

担い手の経営発展の段階に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援します。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち
地域担い手育成支援タイプ及び先進的農業経営確立支援タイプ

対象者

地域の担い手（※）

- ※1 「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者等
- ※2 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体のほか、同プランの「今後の地域農業のあり方」に明記された内容を実現する上で必要であると市町村に認められた女性農業者グループも対象です。

支援内容

<地域担い手育成支援タイプ>

地域の担い手等が経営基盤を確立し、さらに発展するために必要な**農業用機械・施設の導入を支援**します。

補助率：融資残額（事業費の3/10以内）

配分上限額：1経営体当たり300万円

<先進的農業経営確立支援タイプ>

広域に展開する農業法人等が、自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組むために必要な**農業用機械・施設の導入を支援**します。

補助率：融資残額（事業費の3/10以内）

配分上限額：個人1,000万円 法人1,500万円

<女性農業者へのメリット>

女性が主体の取組の場合、予算配分に際しての配分基準ポイントが加算されます。

その他 留意点

- 農業用機械等の導入等を行う際、融資を受けていただく必要があります。
- 融資の円滑化を図るため、金融機関への債務保証（経営体の信用保証）も支援します。

お問合せ

経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

キーワード<事業名：強い農業・担い手づくり総合支援交付金>

3 6次産業化に取り組みたい

新商品を開発し、販路を開拓したい

新商品の試作やパッケージデザインの開発費用、商談会への出展費用の補助を受けられます。

食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進

対象者

市町村、協議会、農林漁業者やその団体、これらの方々と連携して取り組む2次・3次産業の事業者等

支援内容

<①新商品を開発したい>

新商品の試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析検査、新商品を開発するための加工機械等のリースなどの費用の一部（交付率：1/3以内*）を支援します。

<②販路を開拓したい>

試作品の試食会や試験販売の実施、商談会への出展などの費用の一部（交付率：1/3以内*）を支援します。

* 市町村の6次産業化等戦略に基づく取組については、1/2以内。
（下記、「地域ぐるみで6次化に取り組みたい」を参照）

留意点

支援を受けるためには、農林漁業者等が食品事業者、流通業者等と連携して取り組む必要があります。

お問合せ

最寄りの地方農政局等

キーワード<事業名：食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進>

3 6次産業化に取り組みたい

地域ぐるみで6次化に取り組みたい

市町村等の6次産業化等の戦略に沿って6次産業化の取組等を行う場合、新商品の開発、販路開拓等の取組への支援を受けられます。

食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進

対象者

6次産業化等戦略を策定している市町村、6次産業化・地産地消推進協議会（構成員を含む）

支援内容

市町村の6次産業化等戦略に沿って、市町村等が地域ぐるみで新商品開発等を行う場合、材料費、成分分析等検査費などを支援します。また、施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大に向けた多様な取組、直売所の売上げ向上に向けた多様な取組、地場産の農林水産物等を利用した介護食品の開発・普及等の取組を支援します。（交付率：1/2以内）

お問合せ

最寄りの地方農政局等

キーワード<事業名：食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進>

3 6次産業化に取り組みたい

6次産業化に取り組みたい

商品開発や販路開拓、衛生管理等に取り組む際に、専門家のアドバイスが受けられます。

6次産業化中央サポートセンター事業、6次産業化都道府県サポート事業

対象者 6次産業化に取り組む農林漁業者等

支援内容 6次産業化に取り組む農林漁業者等の相談内容に応じた専門家（6次産業化プランナー）を無料で派遣します。

お問合せ

最寄りの地方農政局等

キーワード<事業名：6次産業化都道府県サポート事業>

6次産業化プランナーの支援を活用した方の声



6次産業化プランナーは、販路や商標登録といった、自分では分からない点を相談できるので、とても心強いですね。

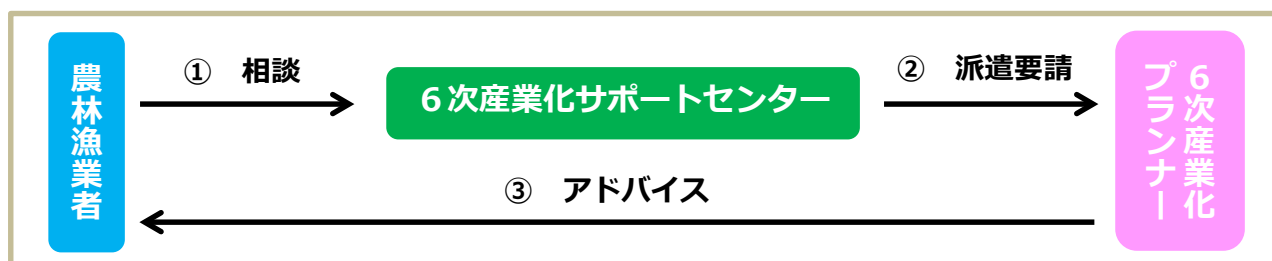
「柔らか薫るデラウェア」などのワインシリーズを開発する際、販売ターゲットが若い女性というだけで、考えがまとまっていませんでした。そこで、プランナーの方に話をじっくりと聞いてもらい、アドバイスをいただいたことで、アイデアがまとまり、商品イメージが明確にできました。それから販売方法などのノウハウを教えていただき、商品化に向けて話を進めていきました。

支援を受ける前は、自分で分かる範囲内でした。6次産業化を進められませんでした。今は視野が広がり、新たな商品開発にチャレンジできるようになりました。



プランナーに相談して完成した人気の薫るシリーズ

6次産業化プランナー派遣の流れ



4 地域を活性化させたい



女性漁業者として地域活性化のために主体的に活動したい

漁村の女性等が地域で取り組む意欲的な活動に対して補助が受けられます。

浜の活力再生・成長促進交付金のうち浜の活力再生プラン推進等支援事業

対象者

民間団体 等

支援内容

漁村女性や女性漁業者を中心に結成されたグループが各地域で取り組む、特産品の加工開発、水産物消費拡大イベントの開催、直売所や食堂の経営等の実践活動を支援します。

また、これらの活動に必要な知識・技術等を習得するための研修会や取組成果を公表して優良事例の横展開を図るための成果報告会の開催を支援します。

<女性への支援>

漁村女性や女性漁業者が中心となって取り組む実践活動に係る費用の一部を交付します（交付率：1／2以内）。

交付対象経費の範囲は、設備備品費（機器購入等）、消耗品費、旅費、講師謝金、役務費など。

留意点

例年2～3月に事業実施者の公募を行います。また、応募の状況により追加の公募を行う場合があります。

お問合せ

水産庁研究指導課 03-6744-2374

キーワード<事業名：浜の活力再生・成長促進交付金のうち浜の活力再生プラン推進等支援事業>

4 地域を活性化させたい

地域活性化のための活動を行いたい

農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくり、地域資源を活用し地域の自立及び発展に資するための実践活動に対する補助を受けられます。

農山漁村振興交付金のうち地域活性化対策

対象者 地域協議会（構成員に市町村を含むものに限る）

支援内容 次の取組を総合的に支援します。
（2は、1を実施する地域において実施可能）

1 活動計画策定事業

アドバイザーを活用したワークショップ等を開催し、地域の活動計画を策定する取組並びに活動計画に掲げられた取組の体制構築及び実証活動を支援します。

<交付率> 定額 上限500万円等
<実施期間> 上限2年等



活動計画づくり

2 人材活用事業

都市と農山漁村の交流及び定住に資する地域活動の推進のため、意欲ある地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援します。

<交付率> 定額 上限250万円
<実施期間> 上限3年



専門家の活用

<女性農業者への支援>

女性グループ等の皆様方が地域協議会に参画いただき、地域活性化に向けた地域の活動計画づくりや専門家の指導などを支援します。

お問合せ
最寄りの地方農政局
キーワード<事業名：農山漁村振興交付金のうち地域活性化対策>

4 地域を活性化させたい

地域活性化のための生産施設や交流施設をつくりたい

地域活性化のために地方自治体や団体等が行う施設整備を支援する事業があります。

農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策

対象者 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体 等

支援内容 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るための施設等の整備を支援します。

1 生産施設等

農林漁業の振興を図るための生産施設等の整備を支援します。

〔 農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設 等 〕



味噌加工施設

2 生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境施設の整備を支援します。

〔 簡易給排水施設、農山漁村定住促進施設 等 〕



廃屋利用の滞在施設

3 地域間交流拠点施設

都市住民の一時的・短期的滞在等の交流拠点施設の整備を支援します。

〔 廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等 〕



農産物直売施設

<女性農業者への支援>

女性等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力の発揮や地域住民の活動促進に必要な施設及び附帯施設（地域住民活動支援促進施設）の整備を支援します。

また、女性の能力の積極的な活用を図る取組については、採択にあたって一定の配慮を行います。

お問合せ

最寄りの地方農政局

キーワード<事業名：農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策>



農林水産省の「お問合せ先」一覧

いずれも代表につながりますので、
お問合せの際は事業名をお知らせ下さい

北海道農政事務所 北海道	〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 電話番号：011-330-8800（代表）
東北農政局 青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1仙台合同庁舎 電話番号：022-263-1111（代表）
関東農政局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県	〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 電話番号：048-600-0600（代表）
北陸農政局 新潟県、富山県、石川県、福井県	〒920-8566 石川県金沢市広坂2丁目2-60金沢広坂合同庁舎 電話番号：076-263-2161（代表）
東海農政局 岐阜県、愛知県、三重県	〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1丁目2-2 農林総合庁舎1号館 電話番号：052-201-7271（代表）
近畿農政局 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下ル丁子風呂町 電話番号：075-451-9161（代表）
中国四国農政局 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4-1 岡山第2合同庁舎 電話番号：086-224-4511（代表）
九州農政局 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 電話番号：096-211-9111（代表）
沖縄総合事務局 沖縄県	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 電話番号：098-866-0031（代表）

～女性支援施策全般に関する本省のお問合せ先～

経営局 就農・女性課 女性活躍推進室（TEL 03-3502-6600）